

公益財団法人日本陸上競技連盟  
事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）定款第48条の規定に基づき、本連盟の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局に、管理部、強化部、事業部及び国際担当を置く。

(職員等)

第3条 職制に関する事項は、別に定める本連盟就業規則第12条による。

(文書による処理)

第4条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第5条 事務は、原則として担当者が文書によって立案する。

- 2 10万円未満の案件については、経理処理伝票によって、事務局長の決裁を受けて実施する。
- 3 10万円以上100万円未満は、稟議及び経理処理伝票によって、事務局長の決裁を受けて実施する。
- 4 100万円以上は、稟議及び経理処理伝票によって、専務理事の決裁を受けて実施する。
- 5 次のものは稟議によって専務理事の決裁を受けて実施する。
  - (1) 大会及び各種イベントの開催と派遣
  - (2) 会長名及び専務理事名の文書
  - (3) その他重要な事項に関する事案

(緊急を要する事務の決裁)

第6条 緊急を要する事務の決裁は次によって処理することができる。

- (1) 専務理事が不在である場合は、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合において、事務局長は遅滞なく専務理事の承認を得なければならない。
- (2) 事務局長が不在である場合は、事務局長があらかじめ指定したものが決裁することができる。ただし、代理決裁したものは事後速やかに事務局長に報告しなければならない。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、専務理事の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年3月1日より施行する。